

三菱UFJ年金ニュース

制度	確定給付	厚生基金	適格年金	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

平成20年1月22日 No.88

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部 パンション・パーソナルソリューション室

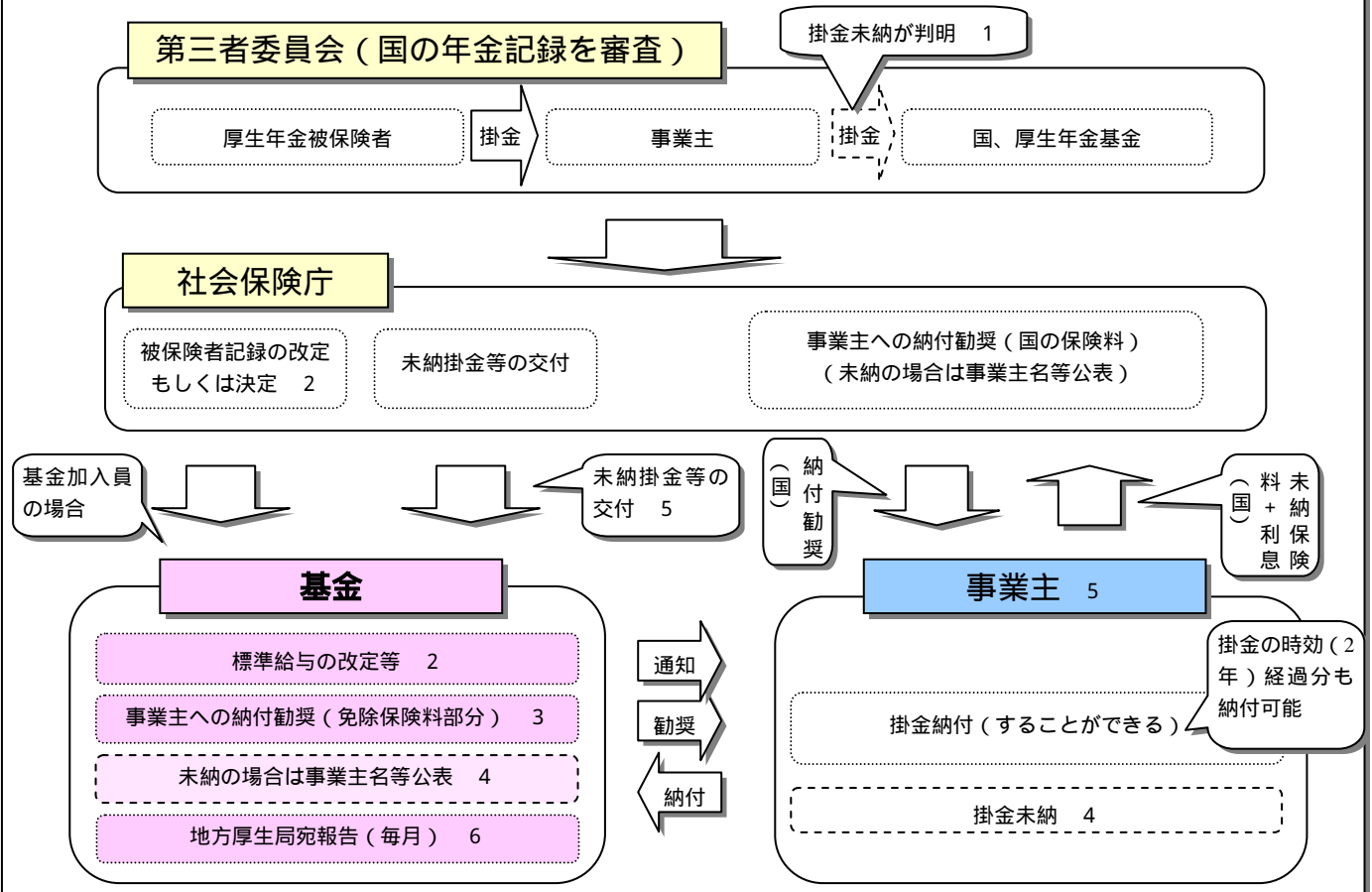
厚生年金特例法の基金事務取扱い に係る通知等について

～本件は、厚生年金基金（以下「厚年基金」）のお客様向けのニュースです。
（ご参考に確定給付企業年金のお客様にもお送りしています。）

- ▶ 標記の件に係る通知 が出状されましたので、法律に関する確認事項と合わせてご案内いたします。 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律等の施行に伴う事務の取扱いについて(年企発第0117001号:H20.1.17付)
- ▶ なお厚生年金特例法とは、「年金記録確認 第三者委員会」が事業主の掛金未納と判断した場合における給付と掛金納付等の特例について定めた法律です。
(三菱UFJ年金ニュースNo.82、No.84でご案内済)

- ・ 対象となるケース……………事業主が基金掛金を控除したにも関わらず基金掛金を未納とした場合のうち以下にいずれにも該当する場合。
加入員の資格取得、標準報酬決定等の届出(厚年法第128条)を正しく行っておらず、掛金徴収の時効2年を経過している場合
「年金記録確認 第三者委員会」にて掛金未納と判断された場合
- ・ 未納掛金の納付勧奨 ……毎月、文書・電話等で継続的に勧奨する。(努力義務)
- ・ 未納掛金の納付申出期限…公的年金に準じ6ヵ月後が適当とされた。
- ・ 未納掛金の納期限 ……公的年金に準じ、原則申出の翌月末が適当とされた。
- ・ 事業主名等の公表基準 ……未納掛金の納付申出を期限内にしない場合、または申出をしたが納期限までに納付しない場合に事業主名を公表する(納付されたか否か明らかでない場合は公表してはならない)。
- ・ 政府の交付金の対象 ……事業主名等の公表後10ヶ月間に所定の手続きを行った場合が対象となる。(事業主等の納付申出があった場合は、実際の掛金納付有無に関わらず交付されない)
- ・ 報告義務 ………………基金は未納掛金の納付状況等を毎月地方厚生局宛報告。
- ・ 未収掛金の利息……………基金が徴収する未収掛金に利息を加算することは不可。

厚生年金特例法の概要



基金の対応等

- 1...対象は免除保険料に限られ、その他プラスアルファ部分および加算部分の未納掛金の取扱いについては民法の規定に基づき各基金の判断による。
- 2...事業主等の未納掛金の納付の有無に関わらず、標準給与の改定等が必要。
標準給与の改定等を行った場合は、当該加入員、事業主、その他政令に定める者（事業廃止等により事業主に通知できない場合は役員であった者）に通知を行う。
- 3...未納掛金について、基金は毎月、文書・電話等で継続的に納付を勧奨する（努力義務）。また、事業主等の未納掛金納付の申出期限は、勧奨日の6ヶ月経過後の属月末が適当。（基金判断）
- 4...基金が定める期限までに納付されなかった場合（納付申出を行わなかった場合、納付申出をしたが納期限までに未納の場合）インターネット等により公表（毎月更新することが適当）しなければならない。（公表は、事業主の氏名・名称。事業廃止等により事業主に通知できない場合は役員の氏名および事業主の名称。また、納付されたか否か明らかでない場合は公表してはならない。）
- 5...政府は（平成21年度以降の予定）、未納掛金に相当する額を基金に交付する（納付期限後納付があった場合は政府へ返還）。政府の交付金は、（6ヶ月間の納付勧奨後に行う）事業主名等の公表の4ヶ月後に基金が納付勧奨を再度行い（2度目の）納付申出期限までに納付が無い場合及び、公表後10ヶ月経過してもなお住所不明等により納付勧奨できなかった場合が対象となる。（事業主等の申出があった場合は掛金の納付有無に関わらず交付されない）
- 6...基金は地方厚生局に対し、特例対象加入員に係る資格取得確認等の件数、未納掛金等の納付状況等を毎月報告する。

下線部が通知、破線部が照会で明らかになった主な部分

以上



三菱UFJ信託銀行